

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

富士の国やまなし峡南エリア地域再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

山梨県、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡増穂町、南巨摩郡南部町

3．地域再生計画の区域

山梨県西八代郡市川三郷町、南巨摩郡増穂町、鯉沢町、早川町、身延町及び南部町の全
域

4．地域再生計画の目標

本地域は、山梨県の南部に位置し、富士川を中心に集落が形成されている。西部には南アルプス山岳地域、中部には身延山などの歴史遺産や下部温泉などの古くからの温泉地があり、南部ではお茶の生産が盛んであり、豊かな自然と景観を求めて毎年多くの観光客が訪れている。

しかしながら、地域内の主要道路が国道52号のみであり、観光地間のアクセス道路の整備の遅れから、地域内の連携に欠けるため日帰り通過型の観光エリアとなっている。このことから、新たな森林レクリエーションの場等を提供し、山岳観光とグリーンツーリズムを有機的に連携させるため、高速道路のICや主要幹線道路から観光施設間や山岳周遊道路へのアクセス利便性を向上させる効率的な道路ネットワークの構築を図ることが課題となっている。

一方で、市街地及びその周辺においては、安全・安心の地域づくりの観点から通行上危険な箇所を解消し、地域内での災害発生時等に避難誘導・救援活動を円滑にするための避難経路や輸送網として安全かつ安心して通行できる交通環境の整備、さらに、医療・福祉ネットワークの形成の観点から、高齢者福祉サービスを円滑に進める道路網として、主要な緊急道路網を補完するアクセス道路の整備が必要となっている。

これらの課題を総合的に解決するため、地域内の観光振興に伴う関連事業と併せて、町道の改良事業、林道の改良・舗装事業を一体的に進めることとする。

これにより、まず、主要道路から地域内観光地へのアクセスが向上し、地域の特色である山岳景観、身延山等の歴史遺産など、いくつもの観光資源を有機的に結びつけた観光周遊ルートを確立することで、観光施設間や山岳観光地周遊道路へのアクセス利便性を向上させ、観光客の入り込み客数の増加を図り、地域全体の活性化をめざす。次に緊急時におけるアクセス道路として緊急道路網を補完する役割を果たし、住民福祉の向上と安全・安心の地域づくりを進める。

(数値目標)

現在、本県においては平成16年6月21日認定済の地域再生計画「『富士の国やまなし』観光振興計画」に基づき、全県的に観光振興戦略を積極的に展開している。その計画目標については(表1)のとおりであり、10年後における観光客数を目標数値として掲げている。本計画においては、この観光振興計画を基に地域内で推進する関連事業との連携をとり、町道・林道の整備による山岳観光・拠点施設へのアクセス改善を図ることで、表2のとりの効果を見込んでいる。

表1：平成25年における観光関連目標数値〔山梨県全体〕

算出方式	現況値(H14)	目標値(H25)
年間観光客数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	40,108千人	50,100千人
年間外国人観光客数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	399千人	672千人
観光客一人当たりの消費額 【出典】観光客動態調査(山梨県)	8,025円	8,230円
年間宿泊者数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	5,868千人	6,070千人

注) 山梨県長期総合計画「創・甲斐プラン21」から推計

注) 地域再生計画「富士の国やまなし」観光振興計画資料より

表2：平成21年におけるエリア内の観光客数目標数値

単位：人

算出方式	各地区	現況値(H15)	目標値(H21)
年間観光客数(延べ人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)	身延山・下部温泉周辺	2,517,878	
	早川周辺	101,508	
	峡南北部	968,765	
	峡南南部	578,997	
	計	4,167,148	
年間観光客数(実人数) 【出典】観光客動態調査(山梨県)		3,592,369	
計画地域年間観光客数(実人数)		718,000	807,000

注) 計画地域年間観光客数(実人数)は観光動態調査の年間観光客数(実人数)から推計

注) 目標値は「富士の国やまなし」観光振興計画観光客表4の目標から推計

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

平成 19 年からの県道南アルプス公園線及び林道南アルプス線の一般車両のマイカー規制実施に伴い、山梨中北部エリアの南アルプス市と連携を行い路線バス等による観光地としての周遊ルートを確認するため、富士川沿線と南アルプス山麓早川沿線を結ぶ「林道五開茂倉線」等の整備を行う。

また、安全・安心の交通環境を整備するため、南部町の「南部町道楮根南部線」等の整備を行うとともに、増穂町の「町道平林伊奈ヶ湖線」の改良事業を整備する。

これらにより、峡南エリア全体として市道・林道と既に整備済みあるいは今後整備予定である高速道路や県道等との連携が図られ、以下のようなアクセスルートが構築される。

(下線：道整備交付金整備路線)

ルート 1

- ・ 【白根 I . C 林道大鳥居線 林道桜峠線 町道大柵大久保線 町道平林伊奈ヶ湖線 林道丸山線 林道赤石高下支線 南アルプス農鳥岳・間ノ岳 西山温泉・奈良田温泉 林道五開茂倉線 十谷温泉 大柳川溪谷 町道仙洞田 1 号線 町道鹿島落居線 町道大須成岩間線 下部温泉 林道三石山線 南部町】

ルート 2

- ・ 【富士市 林道貫ヶ岳西線 町道奥山線 奥山温泉 町道佐野線 南部茶の里 町道楮根南部線 内船寺 身延山 林道佐野峠樋之上線 下部温泉 金山跡 林道湯之奥猪之頭線 富士宮市】

ルート 3

- ・ 【富士北麓 国道 300 号線 下部温泉 大柳川溪谷 十谷温泉 林道五開茂倉線 西山温泉・奈良田温泉 南アルプス広河原・北沢峠 林道南アルプス線 白根 I . C】

このように、計画期間内の町道・林道の整備により、当地域一帯をカバーする新たな周遊ルートを確認することで、観光客の周遊性・滞在性が高まり、地域全体が活性化する。

なお、整備予定の各町道については、各町において路線認定済であり、林道については、富士川中流地域森林計画に掲載されている。

(5-2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市町村道

増穂町道「平林伊奈ヶ湖線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 23 日に認定済み

増穂町道「大柵大久保線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 23 日に認定済み

増穂町道「仙洞田1号線」: 道路法に規定する市町村道に昭和62年3月23日に認定済み
南部町道「楮根南部線」: 道路法に規定する市町村道に平成17年4月1日に認定済み
南部町道「奥山線」: 道路法に規定する市町村道に昭和61年3月20日に認定済み
南部町道「佐野線」: 道路法に規定する市町村道に昭和62年3月16日に認定済み
鰍沢町道「鹿島落居線」: 道路法に規定する市町村道に平成11年3月20日に認定済み
身延町道「大須成岩間線」: 道路法に規定する市町村道に昭和61年12月19日に認定済み

林道

「五開茂倉線」: 森林法による富士川中流域森林計画(平成17年樹立)に路線を記載
「丸山線」: 森林法による富士川森林計画(平成14年樹立)に路線を記載
「貫ヶ岳西線」: 森林法による富士川森林計画(平成14年樹立)に路線を記載
「赤石高下支線」: 森林法による富士川森林計画(平成14年樹立)に路線を記載
「大鳥居線」: 森林法による富士川森林計画(平成14年樹立)に路線を記載
「佐野峠樋之上線」: 森林法による富士川森林計画(平成14年樹立)に路線を記載
「桜峠線」: 森林法による富士川森林計画(平成14年樹立)に路線を記載

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・ 町 道(増穂町、鰍沢町、身延町、南部町) 山梨県、増穂町、南部町
- ・ 林 道(市川三郷町、増穂町、鰍沢町、早川町、身延町、南部町) 山梨県、市川三郷町
- ・

[事業期間]

- ・ 町 道(平成17年度~21年度)、林 道(平成17年度~21年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 町 道 12,616m、林 道 7,912m
- ・ 総事業費

町 道	<u>1,970,000千円 (うち交付金 985,000千円)</u>
町 道(県代行)	<u>1,110,000千円 (うち交付金 555,000千円)</u>
林 道	<u>1,030,320千円 (うち交付金 515,160千円)</u>
合 計	<u>4,110,320千円(うち交付金2,055,160千円)</u>

(5-3) その他の事業

平成16年6月21日に認定された地域再生計画「『富士の国やまなし』観光振興計画」に基づき、やまなし魅力発信事業などのソフト事業や観光施設整備を進める。

また、山梨県において「豊かな観光基盤づくり事業」を実施し、エリア内西部の南アルプス地区において主要地方道南アルプス公園線等の整備を進め、中南部においても市道や林道の改良事業を行う。

6．計画期間

平成17年度～21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し関係行政機関と達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし